

北秋田市人事行政の運営等に関する状況について

「北秋田市における人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づいて、北秋田市の状況を次のとおり公表します。

平成 24 年 7 月 31 日

北秋田市長 津 谷 永 光

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員採用の状況（平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 4 月 1 日）

単位：人

平成 23 年 4 月 1 日	退職者数	採用者数	平成 24 年 4 月 1 日
537	27	13	523

※ 1 採用者数は平成 23 年 4 月 2 日～平成 24 年 4 月 1 日に採用した人数

※ 2 退職者数は平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日に退職した人数

※ 3 平成 23 年・平成 24 年の 4 月 1 日現在の職員数は、教育長を含めた人数

(2) 部門別職員の状況と増減数

単位：人

	職員数		増減数
	平成 23 年 4 月 1 日現在	平成 24 年 4 月 1 日現在	
一般行政	300	292	▲8
教育	70	66	▲4
消防	96	96	0
普通会計計	466	454	▲12
公営企業等会計計	71	69	▲2
総合計	537	523	▲14

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（平成 22 年度普通会計決算）

住民基本台帳人口（平成 23 年 3 月 31 日現在）	36,968	人
歳出額（A）	23,493,179	千円
人件費（B）	4,269,439	千円
人件費率（B／A）	18.2	%
平成 21 年度の人件費率	18.8	%

(2) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成23年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	44.8 歳	329,057 円	380,208 円
技能労務職	55.0 歳	314,982 円	331,844 円
医師職	45.9 歳	486,150 円	1,189,605 円
看護職	45.3 歳	316,036 円	343,007 円

(3) 職員の初任給の状況(平成23年4月1日現在)

区分		初任給
一般行政職	大学卒	172,200 円
	高校卒	140,100 円
技能労務職	高校卒	133,100 円
	中学卒	121,600 円
医師職	大学卒	237,700 円
看護職	短大卒	188,900 円

(4) 一般行政職の級別職員数の状況(平成23年4月1日)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7 級	部長	9 人	3.1 %
6 級	課長	25 人	8.7 %
5 級	主幹	52 人	18.1 %
4 級	副主幹	71 人	24.7 %
3 級	主査	87 人	30.2 %
2 級	主任	30 人	10.4 %
1 級	主事	14 人	4.9 %

(5) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当(平成22年度)

支給割合	期末手当	2.55 月分
	勤勉手当	1.35 月分

②退職手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区分		退職事由	
		自己都合	勧奨・定年
支給割合	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分
	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分
	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額		59.28 月分	59.28 月分
1 人当たり平均支給額		5,509 千円	23,896 千円

③各種手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

手当名	区分	支給額
扶養手当	配偶者	13,000 円
	配偶者以外の扶養親族 1 人につき	6,500 円
	配偶者無で扶養 1 人目	11,000 円
	16 歳から 22 歳までの子 1 人につき	5,000 円加算
通勤手当	交通機関利用	支給限度額 55,000 円
	自動車等利用	通勤距離により 2,000 円～24,500 円
住居手当	借家等	支給限度額 27,000 円
管理職手当	部長	45,100 円
	課長	34,100 円
	主幹	21,800 円
	校長	53,508 円
	教頭	44,436 円

（6）特別職の報酬等の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区分		給料（報酬）月額	期末手当
給料	市長	847,000 円 (892,000 円)	2.925 月分
	副市長	624,000 円 (657,000 円)	
報酬	議長	266,000 円	
	副議長	244,000 円	
	議員	232,000 円	

※給料の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。

3 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（一般職の標準的なもの）

1 週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38 時間 45 分	8 : 30	17 : 15	12 : 00～13 : 00

(2) 年次有給休暇の取得状況（平成 23 年 1 月 1 日～平成 23 年 12 月 31 日）

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	消化率
13,372.0 日	3,975.5 日	347 人	11.5 日	29.7 %

(3) 時間外勤務及び休日勤務の状況（平成 23 年度）

時間外勤務・休日勤務総時間数	職員 1 人当たりの時間外勤務・休日勤務月平均時間数
40,901 時間	6.5 時間

(4) 育児休業の取得状況（平成 23 年度）

区分	男性	女性	合計
育児休業取得 要件該当者数	14 人	7 人	21 人
うち育児休業取得者	0 人	7 人	7 人
育児休業取得率	0 %	100 %	33.3 %

(5) 休暇制度の概要（平成 23 年 4 月 1 日現在）

種 類	内 容
年次休暇	1 年に 20 日（新規採用者は、採用月に応じて定められた日数）与えられる。残日数は、翌年に繰り越すことができる。（20 日限度）
病気休暇	負傷または疾病により療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与えられる。
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に与えられる。
介護休暇	配偶者、父母等の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる。

主な特別休暇

種 類	内 容
ボランティア休暇	職員が自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する特定の活動を行う場合で、勤務しないことが相当であるときに与えられる。（年 5 日以内）
結婚休暇	職員が結婚する場合に与えられる。（5 日以内）

出産休暇	女性職員が出産する場合に与えられる。(産前 8 週間及び産後 8 週間)
配偶者出産休暇	職員の妻の出産に伴い入院の付添い等をする場合に与えられる。(2 日以内)
子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護等をする場合で、勤務しないことが相当と認められる場合に与えられる。(子一人につき年 5 日以内、10 日を限度とする)
忌引休暇	職員の親族が死亡した場合で、職員が喪に服するときに与えられる。(親族の区分により定められる日数。最高で連続する 7 日以内)
夏季休暇	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため職員が勤務しないことが相当と認められる場合に与えられる。(7 月～9 月の 5 日以内)

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分及び懲戒処分を受けた職員の数 (平成 23 年度)

区分	降任	免職	休職	降格	計
勤務実績がよくない場合	—	—	—	—	—
心身の故障の場合	—	—	5	—	5
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—	—	—
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	—	—	—	—	—
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	—	—	—
計	—	—	5	—	5

(2) 行為別の懲戒処分を受けた職員の数 (平成 23 年度)

区分	戒告	減給	停職	免職	計
信用失墜行為	—	—	—	—	—
一般服務違反	—	1	—	—	1
一般非行	—	—	—	—	—
道路交通法違反 (職務執行中)	—	—	—	—	—
道路交通法違反 (その他)	—	—	—	—	—
監督責任	2	—	—	—	2
計	2	1	—	—	3

5 職員の研修の状況（平成 23 年度）

研修名	実施機関	受講職員数
市町村職員一般研修 （階級別、クレーム対応、法務能力向上、メンタルヘルス等）	県・市長会・町村会 （秋田県自治研修所）	77 人
東北六県市町村職員一般研修 （中堅職員研修、管理者研修）	東北自治研修所	4 人
専門実務系研修	市町村職員中央研修所	1 人
市町村職員実務研修	秋田県総務企画部市町村課等	4 人
その他一般研修	秋田県市町村振興協会等	1 人

6 職員の福祉及び利益保護の状況

（１）健康診断等の実績（平成 23 年度）

区分	事業所実施の健康診断	人間ドック （共済組合・互助会助成等申込者）	計
対象者	343 名	208 名	551 名
受信者	312 名	190 名	502 名
受診率	91.0 %	91.3 %	91.1 %

（２）被服貸与の状況

北秋田市職員被服貸与規程に基づき、平成 22 年度より年次計画で貸与を実施しております。平成 23 年度は、作業服を 108 名、トレパンを 59 名の職員に対し貸与を実施しました。これにより、作業服及びトレパンを貸与対象としている全職員に対する貸与が完了しました。今後は被服の貸与期間・耐用年数等を考慮し、計画的に貸与を実施予定です。

（３）財団法人秋田県市町村職員互助会の解散

北秋田市では職員の福利厚生を充実させるため、財団法人秋田県市町村職員互助会に加入しておりました。しかし、平成 24 年 3 月 9 日付で財団法人秋田県市町村職員互助会が解散となりました。解散時点で当市職員 538 名のうち 519 名が会員でした。

【財団法人秋田県市町村職員互助会の主な事業】

- ・人間ドック助成金 ・結婚祝金、死亡弔慰金などの各種給付金
- ・医療費助成金 ・法律相談
- ・ライフプランセミナー ・コンピュータ研修 ・文化講演会

・契約保養施設利用助成 ・リフレッシュ施設の利用、各種チケットの斡旋

【構成団体負担金及び掛金】

●会員掛金

職員の給料月額×1,000 分の18

●構成団体負担金

職員の給料月額の総額×1,000 分の11.5

平成23年度の北秋田市公費負担額は5,756,728 円です。

※構成団体負担金及び掛金は、平成23年4月から平成23年6月分まで納付済です。それ以後については互助会の事業が停止されたため、納付しておりません。

(4) 健康セミナー、各種講座等

北秋田市職員は社会保険制度の一環として、秋田県市町村職員共済組合に加入しております。秋田県市町村職員共済組合では毎年「保健講座」や「健康セミナー」、「メンタルヘルス研修会」などを開催しており、当市では職員に対し積極的な参加を呼びかけております。

事業名	参加職員数
保健講座	5 名
健康セミナー	1 名

7 その他

(1) 公平委員会の事務に係る業務状況の報告（秋田県人事委員会）

- ① 勤務条件に関する措置要求の状況・・・該当なし
- ② 不利益処分に関する不服申立ての状況・・・1 件該当あり